## 〇環境省告示第

뭉

号 1 海 (81)洋 汚  $\mathcal{O}$ 染 規 定 等 に 及 基 75 づ 海 き、 上 災 環 害 境  $\mathcal{O}$ 防 大 臣 止 が に 関 海 す 洋 る 環 法 境  $\mathcal{O}$ 律 保 施 全 行 令  $\mathcal{O}$ 見 昭 地 か 和 兀 5 + 有 六 害 年 で 政 あ 令 る 第 物 質 لح 百 号) 7 指 定 別 す 表 る 第 油 性 第 混

平成二十六年 月

日

合

物

を

次

 $\mathcal{O}$ 

لح

お

1)

告

示

し、

亚

成

+

六

年

六

月

\_\_\_

日

か

5

適

用

す

る。

環境大臣 石原 伸晃

環 境 大 臣 が 海 洋 環 境  $\mathcal{O}$ 保 全  $\mathcal{O}$ 見 地 か 5 有 害 で あ る 物 質 لح L 7 指 定 す る 油 性 混 合 物

号) 号 見 地 1 海 第 (81)洋 か 5 三 汚  $\mathcal{O}$ 染 条 有 規 等 害 第 定 で 及 に 号 あ 基 75 る  $\mathcal{O}$ づ 海 物 規 き、 上 災 質 定 と 海 害 に ょ L 洋  $\mathcal{O}$ 7 Ŋ 汚 防 指 玉 染 止 定 土 等 に す 交 関 及 る 涌 てバ す 省 る £ 海 令  $\mathcal{O}$ 法 上 は で 災 律 定 害 施 次 8  $\mathcal{O}$ 行  $\mathcal{O}$ る 防 令 と 油 止 お 性 に 昭 り 関 混 和 لح 合 す 兀 す + 物 る る 法 六  $\mathcal{O}$ う 律 年 5 政 昭 環 令 境 第 和 大 兀 + 臣 百 が Ŧī. 号 海 年 洋 法 環 律 别 境 第 表 第  $\mathcal{O}$ 百 三 保 + 第 全 六  $\mathcal{O}$ 

物 T 重 ル 力 油 又 ン は 炭 軽 油 素 数  $\mathcal{O}$ 濃 が 度 十 が か 体 5 積 百 + 分 六 率 ま 七 で +  $\mathcal{O}$ 五. £ パ  $\mathcal{O}$ 及 セ び そ ン 1  $\mathcal{O}$ 未 混 満 合 物  $\mathcal{O}$ £ に  $\mathcal{O}$ 限 に る 限 る 及 び 重 油 又 は 軽 油  $\mathcal{O}$ 混 合

に 限 工 る チ ル ア ル コ ] ル 及 び 揮 発 油  $\mathcal{O}$ 混 合 物 揮 発 油  $\mathcal{O}$ 濃 度 が 体 積 百 分 率 七 + 五 パ ] セ ン 1 未 満  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ 

三 脂 肪 酸 メ チ ル 工 ス テ ル 及 び 重 油 又 は 軽 油  $\mathcal{O}$ 混 合 物 重 油 又 は 軽 油  $\mathcal{O}$ 濃 度 が 体 積 百 分 率 七 + 五 パ 

セント未満のものに限る。)

のに限る。)

兀

植 物 油及び 重油 又 は 軽油の混合物 (重油又は軽油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のも